

## 埼玉県伝統的手工芸品産業振興対策要綱

### (目 的)

第1 この要綱は、県の風土と地域住民の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきた県民の遺産ともいえるべき伝統的手工芸品産業が、将来も存続し続ける基盤があることにかんがみ、伝統的手工芸品産業の振興を図るため特別な振興対策を推進し、もって地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

### (定 義)

第2 この要綱において伝統的手工芸品とは、それぞれの土地の風土にきわめて深い関係があり、製造過程等が次の各号に該当するものをいう。

- (1) 伝統的技術又は技法により製造されるものであること。
- (2) 製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (4) 主として日常生活の用に供されるものであること。

### (指 定)

第3 この要綱の適用を受ける伝統的手工芸品は、別表で指定するものをいう。

- 2 県は、前項の伝統的手工芸品について、当該伝統的手工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法の内容並びに伝統的に使用されてきた原材料名を明らかにしておくものとする。
- 3 伝統的手工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会及び商工組合等（以下「協同組合等」という。）は、当該伝統的手工芸品が伝統的手工芸品として指定されるよう県に申し出ることができる。
- 4 県は、伝統的手工芸品が第2の各号に掲げる要件の一に該当しなくなったとき又は、協同組合等から伝統的手工芸品としての指定の解除の申し出があったときは、その指定を解除することができる。

### (対 策)

第4 県は、第1の目的を達成するために、関係団体、関係業界と協力して次の各号に定める対策を推進する。

- (1) 技能後継者の育成  
技能後継者育成のための技能研修
- (2) 技術又は技法の継承及び改善
  - ア 巡回技術指導
  - イ 技術コンクールの開催
  - ウ 伝統的手工芸品の発掘、復元及び育成

- (3) 公害防止施設の設置
  - ア 公害防止技術指導
  - イ 公害防止施設設置の推進
- (4) 原材料についての研究
  - 原材料についての品質試験及び研究
- (5) 需要の開拓
  - ア 製品の普及及び販路拡張のための常備展示と展示即売会の開催
  - イ 製品普及のための広報活動
- (6) 経営指導
  - ア 知識集約化研究グループの育成
  - イ 情報収集と提供
- (7) その他
  - ア 優良技術者の顕彰
  - イ その他伝統的手工芸品産業の振興に対して必要と認められる対策

(振興計画)

第5 協同組合等が、伝統的手工芸品産業の振興に関する計画を作成しようとするときは、  
県は助言等の方法により協力することができるものとする。

(表 示)

第6 協同組合等は、その構成員の製造する伝統的手工芸品について、当該製品が、伝統  
的手工芸品として指定されているものであることの表示を附することができる。

2 表示について必要な事項は別に定める。

(報告の徴収)

第7 県は、必要があると認めるときは、協同組合等に対し、必要な報告を求めることが  
できるものとする。

(その他)

第8 県は、協同組合等の総意により、協同組合等を構成員とし、伝統的手工芸品産業の  
振興を図るため設立された連合会を育成する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年1月10日改正)

この要綱は、昭和54年1月10日から施行する。

(熊谷染(小紋)の追加)

附 則 (昭和55年3月15日改正)

この要綱は、昭和55年3月15日から施行する。  
(行田足袋の追加)

附 則 (昭和58年12月16日改正)

この要綱は、昭和58年12月16日から施行する。  
(越谷ひな人形の追加)

附 則 (昭和59年9月27日改正)

この要綱は、昭和59年9月27日から施行する。  
(越谷張子だるまの追加)

附 則 (平成8年3月8日改正)

この要綱は、平成8年3月8日から施行する。  
(武州磨き本瓦の追加)  
(越谷甲冑の追加)  
(伊勢崎緋から本庄緋に改める。)

附 則 (平成17年4月1日改正)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
(市町村合併に伴い、岩槻市をさいたま市に改める。)  
(秩父織物商工組合から秩父織物協同組合に改める。)

附 則 (平成17年10月1日改正)

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。  
(市町村合併に伴い、庄和町を春日部市に、吹上町を鴻巣市に改める。)

附 則 (平成18年3月1日改正)

この要綱は、平成18年3月1日から施行する。  
(春日部桐箆笥の主な生産地からさいたま市、本庄市、白岡町を除く)  
(春日部桐箆笥工業協同組合から春日部桐たんす組合に改める。)

附 則 (平成20年4月1日改正)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
(熊谷捺染振興協同組合から熊谷捺染組合に改める。)

附 則 (平成23年10月1日改正)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。  
(市町村合併に伴い、鳩ヶ谷市を川口市に改める。)

附 則 （平成27年1月15日改正）

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

（秩父織物協同組合から秩父銘仙協同組合に改める。）

附 則 （平成28年4月1日改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（熊谷捺染組合から特定非営利活動法人熊谷染継承の会に改める。）

別 表

伝 統 的 手 工 芸 品	主 な 生 産 地 域	事 業 協 同 組 合 等
小 川 和 紙 (細 川 紙)	小川町、東秩父村	埼玉県小川和紙工業協同組合
岩 槻 人 形 (雛人形、木目込人形)	さいたま市、春日部市	岩槻人形協同組合
鴻 巣 ひ な (雛 人 形)	鴻巣市	鴻巣ひな人形協会
所 沢 人 形 (雛人形、押絵羽子板)	所沢市、狭山市 新座市	所沢人形協会
鯉 の ぼ り (手がき鯉のぼり)	加須市	加須市鯉幟組合
春 日 部 押 絵 (押絵羽子板)	春日部市	春日部羽子板組合
秩 父 銘 仙 (着 尺)	秩父市、秩父郡	秩父銘仙協同組合
秩 父 ほ ぐ し 捺 染 (着尺、夜具地、座布団)	秩父市、皆野町	秩父捺染協同組合
本 庄 織 物 (本 庄 緋)	本庄市	本庄織物協同組合

伝 統 的 手 工 芸 品	主 な 生 産 地 域	事 業 協 同 組 合 等
武 州 正 藍 染 (武州唐棧、武州型染、 武州紺織)	羽生市、加須市	武州織物工業協同組合
本 染 ゆ か た (本染ゆかた、長板中型)	草加市、八潮市 川口市、吉川市 越谷市	東京本染ゆかた草加工業会
飯 能 大 島 紬 (大 島 紬)	飯能市、入間市	飯能織物協同組合
熊 谷 染 (友 禪、小 紋)	熊谷市	特定非営利活動法人熊谷染 継承の会
春 日 部 桐 箆 筥 (桐 箆 筥)	春日部市、越谷市	春日部桐たんす組合
春 日 部 桐 箱 (桐 箱)	春日部市、越谷市 松伏町	春日部桐箱工業協同組合
竹 釣 竿	川口市、さいたま市	埼玉県釣竿工業連合組合
鬼 瓦	深谷市、小川町	埼玉県瓦商工業協同組合連合会
行 田 足 袋	行田市、羽生市 加須市、鴻巣市	行田足袋商工協同組合

伝統的手工芸品	主な生産地域	事業協同組合等
越谷ひな人形	越谷市	越谷雛人形組合
越谷張子だるま	越谷市、春日部市 さいたま市	越谷市だるま組合
武州磨き本瓦	深谷市、小川町	埼玉県瓦商工業協同組合連合会
越谷甲冑	越谷市	越谷雛人形組合